

堺市訪問型病児保育事業登録証
(利用会員)5.5
cm

生年月日 年 月 日生

年 月 日発行

堺市訪問型病児保育センター事務局

所長

印

（裏面）

注 意 事 項

- 1 この登録証は、堺市訪問型病児保育事業の会員であることを証明するものですから、相互援助活動を行うときは、必ず携帯してください。
- 2 相互援助活動中に生じた事故については、速やかに事務局に報告してください。
- 3 本登録証を紛失し、又は記載事項に変更が生じたときは、速やかに事務局に連絡してください。
- 4 本登録証を他人に貸与し、又は譲渡しないでください。
- 5 退会するときは、必ず登録抹消届を事務局に提出し、本登録証を返却してください。